

第8回青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

●概要

本日1月12日から、レベル2（警戒を強化すべきレベル）への引き上げ、無症状の感染不安を感じる県民に対する特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）に基づく検査の受検要請などの県の対応に賛成する旨の結論にいたった。

また、会議において、各委員から県の対応に関して御助言をいただいたところである。

主な御助言の内容としては、

- ①感染力が強いことなどオミクロン株の特徴について、県民に情報提供したほうがよい。
- ②無料検査の提供場所について、県民に広く周知したほうがよい。

などがあり、県としては、これらの御助言を踏まえて、引き続き感染拡大防止対策を実施していくこととした。